

令和2年3月27日
保健医療介護部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

体制の整備

○相談体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- ・2月7日（金）、県内の19保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・3月4日（水）、医療機関からの相談に迅速に対応できるよう県の保健所に専用の携帯電話を導入し、体制を強化
- ・相談件数（3月25日現在） 31,278件

○検査体制の強化【がん感染症疾病対策課】

- ・3月5日（木）、県保健環境研究所に「リアルタイムPCR」を1台新たに増設し、迅速な検査体制を強化。
- ・3月6日（金）から、民間の検査機関においてもPCR検査の実施が可能。
これを受け、3月8日（日）、医師会、帰国者・接触者外来の代表、県内保健環境研究所、民間検査機関等による会議を開催し、民間の検査機関におけるPCR検査について協議し、3月13日（金）、帰国者・接触者外来の担当者へ説明会を開催。
- ・PCR検査実施件数（3月27日9時現在） 841件
※陽性患者の経過観察のための検査件数を除く
- ・患者発生状況（3月27日9時現在） 12名

【内訳】	・福岡市	2名（2月20日（木）確認）
	・北九州市	1名（3月 1日（日）確認）
	・福岡市	1名（3月17日（火）確認）
	・福岡県（宗像市）	1名（3月19日（木）確認）
	・北九州市	1名（3月23日（月）確認）
	・福岡市	1名（3月24日（火）確認）
	・福岡県（飯塚市）	2名（3月24日（火）確認）
	・福岡市	2名（3月26日（木）確認）
	・福岡県（粕屋郡）	1名（3月26日（木）確認）

○医療提供体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- ・1月27日（月）、感染症指定医療機関連絡会議を開催し、発生時の対応について協議。
- ・1月29日（水）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・2月5日（水）、医師会・行政合同会議を開催し、帰国者・接触者外来の対象等について協議。
- ・2月7日（金）、感染予防体制が整備された医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置
- ・2月23日（日）、医師会、行政、専門家による合同会議を開催し、重症化した場合の医

療体制について検討。

- ・3月1日（日）、医師会、大学病院、感染症指定医療機関の病院長による会議を開催し、重症者の受入体制について協議。
- ・3月2日（月）、県内の患者が増大し、感染症指定医療機関の感染症病床等で対応不可となった場合に備え、新型インフルエンザ患者入院医療機関に対し、受入体制の準備を要請。
- ・今後、集団発生等の感染拡大に対応できる医療体制の整備について協議を行うなど、感染拡大の状況に応じ、段階的に講じる各対策（医療提供体制、サーバイランス）について協議。

全庁挙げての取組み

○福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置【がん感染症疾病対策課】

本県における発生の早期探知および感染拡大防止対策の危機管理体制を整備するため、対策本部を設置。

第1回対策本部会議（1月30日（木））

- ・国内外の発生状況について
- ・相談窓口の設置について 等

第2回対策本部会議（2月19日（水））

- ・「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安、日常生活で気をつけることについて
- ・国及び県の緊急対応策について 等

第3回対策本部会議（2月28日（金））

- ・全国及び本県の発生状況について
- ・学校の臨時休業について

第4回対策本部会議（3月19日（木））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・県主催イベント及び県有施設の3月21日以降の対応について
- ・マスクの確保状況について

○県主催のイベントの中止・延期【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、2月21日（金）から当面の間、県主催の一般県民の方が参加するイベントや集会を、原則、中止または延期。

○県有施設の臨時休館等【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、2月28日（金）から当面の間、福岡共同公文書館など県有施設（44施設）を臨時休館。
- ・2月21日（金）から3月31日までの間、イベント等を開催する目的で県有施設を利用する者が、感染拡大防止を目的として施設利用の中止又は延期を行った場合、キャンセル料は徴収せず、すでに納付されている場合は全額還付。

手指消毒薬の確保・配布

○消毒薬等の安定供給に向けた協力依頼【薬務課】

- ・福岡県製薬工業協会、福岡県医薬品卸業協会等の関係団体に対し、消毒薬等の安定供給について協力を依頼。

○手指消毒薬の配布【薬務課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、私学振興課、教育庁義務教育課】

- ・医療的ケアを必要とする児童の家庭向けとして、3月17日（火）から順次、手指消毒用エタノールジェル等を訪問看護ステーション（約40か所）を通じて配布
- 新 ① 県で独自に購入した手指消毒薬4,700㍑を、高齢者施設、介護施設、児童養護施設、障がい福祉サービス事業所、保護施設、保育施設及び幼稚園（2,254施設）に3月27、30日に配布。

県民への情報提供

○県民向けの注意喚起【がん感染症疾病対策課】

県ホームページやSNSを活用し、日常生活で気を付けることを注意喚起。

- ・手洗いや咳工チケットを励行すること
- ・持病がある方、高齢の方、妊娠中の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意すること
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休み、公共交通機関を利用しての外出、人混みの多い場所への外出を避け、自宅で療養すること
- ・発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録すること

新 ① ○LINEを活用した相談センターへの案内を3月27日より開始【がん感染症疾病対策課】

LINEを活用することで、必要な方を帰国者・接触者相談センターにつながりやすくし、若者などの幅広い層に対し、日常生活での注意事項（咳工チケット、家庭内の留意事項等）を情報発信。福岡市と共同して実施。

新 ① ○県民向けの注意喚起【健康増進課】

- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用し、アプリ登録者に対して、日常生活で気を付けることを注意喚起。

新 ① ○高齢者向けの注意喚起【高齢者地域包括ケア推進課】

県ホームページを活用し、高齢者としてフレイルを予防するために気を付けることを注意喚起。

- ・動かない時間を減らすこと
- ・しっかり食べて栄養をつけ、バランスの良い食事をとること
- ・お口を清潔に保つこと

新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの確保状況

- 県では、医療機関や社会福祉施設等にマスクを配布するため、国から配布されるものほか、県で独自に購入し、現時点で、約86万枚のマスクを確保できる見込みとなりました。
- 確保したマスクについては、各施設等の在庫状況を勘案し、順次配布していきます。

(1) 医療機関 (602, 400枚)

確保方法		枚数	備 考
サージカルマスク	国からの配布	77, 200枚	感染症指定医療機関等42機関に配布済み（3月17日～18日）
	国からの配布	513, 000枚 (予定)	国から医療機関に直接配布予定
N95マスク	県で購入	2, 200枚	感染症指定医療機関等に3月26日から順次配布
	公益団体からの寄贈	10, 000枚	

- 国から4月6日目途で、サージカルマスク513, 000枚（見込み）が配布される予定
- 国から4月13日目途で、サージカルマスクが配布される予定

(2) 社会福祉施設等 (114, 775枚)

確保方法	枚数	備 考
県で購入	64, 025枚	政令市、中核市を除く社会福祉施設等（届出保育施設、児童養護施設等、障害福祉サービス事業者等、保護施設等）及び幼稚園に、3月23日から順次配布
民間会社からの寄贈	750枚	
江蘇省からの寄贈	50, 000枚	介護保険施設・居宅サービス事業所・人工呼吸器使用者のご家庭に順次配布予定

- 3月31日目途で、マスク150, 000枚を購入予定

(3) 上記のほか、国から介護施設等へ布マスクを直接配布予定

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○庁舎入口への消毒液設置（1月30日）【財産活用課】

- ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置

○県ホームページ上に専用ポータルページを開設（1月31日）【県民情報広報課】

○庁内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（2月21日）【財産活用課】

- ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示

○県税の申告期限の延長（3月6日、10日）【税務課】

- ・宿泊税について、4月宿泊分の申告・納入期限を1か月延長（3/6 宿泊事業者に通知、3/31 規則公布予定）
- ・個人事業税について、国税と併せ、3月16日の申告期限を4月16日まで延長。（3/10 告示）これに伴い、通常8月に送付している納税通知書を9月に送付し、納期限を9月30日に変更

○納税困難者に対する県税の徴収猶予等（全税目）（3月19日）【税務課】

- ・3/18 総務省通知により猶予制度の周知及び制度の迅速かつ柔軟な対応

○自動車の廃車等の手続き期限の延長（3月19日）【税務課】

- ・3月末の運輸支局の窓口の混雑緩和対策として、自動車の抹消登録等の期限を延長（最長4/15まで）

○県ホームページ上に県内の感染動向等を掲載したページを開設（3月19日）【県民情報広報課】

- ・陽性患者数、検査実施数、相談件数など

○支払困難者に対する県貸付金償還金などの支払い猶予等（3月26日）【財政課】

- ・収入の減少により県への支払いが困難となった方からの申請に基づき、担当部署において収入状況等の確認を行い、個々の状況に応じた支払猶予等を実施
(支払猶予等を行う期間、相談窓口など、詳細は県ホームページに掲載)

府内向けの対策

- 【再掲】府舎入口への消毒液設置（1月30日）【財産活用課】
 - ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置
 - 【再掲】府内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（2月21日）【財産活用課】
 - ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための時差通勤の拡大（2月28日）【人事課】
 - ・2月28日から当面の間、本庁及び福岡市、北九州市、福岡県外に所在する出先機関に勤務する職員について、時差通勤の運用を拡大
 - 感染拡大防止に向けた対応について通知（3月24日）【人事課】
 - ・北九州市職員が感染したことを受け、感染予防、職員・同居親族等に症状が疑われる際の対応、執務室の定期的な換気等を改めて周知徹底。
 - 府内放送による職員への注意喚起（3月24日）【財産活用課・総務事務厚生課】
 - ・手洗等の予防対策や室内の換気を促す府内放送を実施
- 新 ○退職者辞令交付式（3月31日）及び新規採用職員辞令交付式（4月1日）の中止【人事課】

令和2年3月27日
企画・地域振興部

新型コロナウイルス感染症への対応状況

空港関係【空港事業課】

(福岡国際空港(株)・北九州エアターミナル(株))

○空港施設内に手洗い・咳エチケットなど掲示を依頼

○手すり、エレベーターなど、こまめなアルコール消毒など実施中

○航空路線の状況

※3月の国際線の状況

〈福岡空港〉

計画 全体 約1,800便

運休 約7割 (新型コロナウイルスの影響等)

〈北九州空港〉

計画 全体 70便

運休 約8割 (新型コロナウイルスの影響)

※3月の国内線の状況

〈福岡空港〉

羽田線など、全体で約1割が減便

〈北九州空港〉

羽田線など、全体で約2割が減便

交通事業者関係【交通政策課】

○交通事業者（バス、鉄道、タクシー及び航路）に対し、手洗い・咳エチケットの徹底や駅・バスターミナル等への掲示を依頼

○交通事業者に対し、感染症の影響による休業等の特別労働相談窓口や中小企業向けの経営相談窓口、県の新たな支援内容などについて周知

在留外国人対応、国際関係【国際政策課、地域課】

○外国人相談センター（国際交流センター）相談状況

・相談件数： 4件（3月26日現在）

・主な相談： コロナ予防策、受診のための病院紹介、在留資格の取扱い

○新外国人相談センター（国際交流センター）に非接触型体温計を配備するなど感染防止対策を徹底。今後、パーティション、デジタルサイネージを導入予定

- 新 ○厚労省等の情報（感染防止対策など）をネパール語、ベトナム語で発信するため翻訳発注。近日中に国際交流センターＨＰで情報提供予定
- 新 ○中国江蘇省からのマスク寄贈
 - ・中国江蘇省からマスク 5 万枚寄贈、3 月 25 日に到着。今後、保健医療介護部を通じ、介護保険施設等に提供予定。

県内市町村への対応【市町村支援課】

- 国の情報、県の対応状況など、速やかに各市町村に情報提供中

令和2年3月27日
人づくり・県民生活部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 県民等への主な周知

○新型コロナウイルスに関する感染症対策に係る周知

- ・市町村、県有文化施設に対して、感染症対策やイベント開催にあたっての留意事項について、文化庁・スポーツ庁の通知と併せて周知。
- ・女性相談所及び婦人保護施設に対して、社会福祉施設等における感染症への対応について、厚生労働省の通知と併せて周知。
- ・県及び消費生活センターのホームページで、マスク、消毒液、トイレットペーパー等の生産、発送状況等についての経済産業省の情報を活用し周知。併せて、市町村消費生活センター・相談窓口に対して住民への周知を依頼。

○マスク等不足、転売禁止に関する県民相談の実施

- ・県消費生活センターにおいて、イベントや旅行のキャンセル、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する県民からの相談の受付及び注意喚起。

県内消費生活相談の内容及び件数 (R2.1.24~3.22)

(県・県内市町村の消費生活センター)

- ・マスク不足、転売等に関するもの (60 件)、
- ・トイレットペーパー等不足等に関するもの (64 件)、
- ・宿泊等の予約キャンセル料に関するもの (185 件)、
- ・その他 (54 件)

総計 363 件

- ・国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制（3月15日～）について、県消費生活センターのホームページで重ねて周知。

2 子どもの防犯対策

小・中・高校等の休業に対応して、地域防犯団体に対して、青パト活動、地域住民による「ながら防犯」などパトロール活動の協力を依頼。

3 学校の臨時休業・再開等

(1) 県立三大学

- ・卒業式

九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学とも式典を中止し、学科等の単位で学位記等を授与。

・入学式

九州歯科大学（4/3）、福岡県立大学（4/2）は式典を行わず、オリエンテーションのみ実施予定。福岡女子大学は2週間延期（4/17）し、入学生と教職員のみで実施予定。

(2) 私立学校（小学校、中学校、高等学校）

○臨時休業

3月2日から春休みまで臨時休業することについて要請。

臨時休業実施校数（実施率） 97校（100.0%）

臨時休業開始日は、次のとおり

- ・3月2日（月）～：71校（73.2%）
- ・3月3日（火）～：12校（12.4%）
- ・3月4日（水）～：5校（5.1%）
- ・3月5日（木）～：2校（2.1%）
- ・3月7日（土）～：4校（4.1%）
- ・3月9日（月）～：3校（3.1%）

新○再開

教育活動の再開にあたり、国が示したガイドラインを踏まえ、集団感染のリスクを高める3つの条件（①密閉空間であり換気が悪い、②手の届く距離に多くの人がいる、③近距離での会話や発声がある）が同時に重なることを徹底的に回避するとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するよう通知（3月24日）。

(3) 幼稚園

幼稚園は、家に一人でいることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、臨時休業要請の対象としていない。

開園に当たっては、感染症防止対策に万全を期すよう要請。

なお、各園の判断で休園を実施した園においても、必要に応じて預かり保育が実施されている。

○幼稚園 全415園（公立 31園、私立 384園）のうち、次を除き開園。

- ・休園 68（公立 1、私立 67）
- ・自由登園 123（私立のみ）※
- ・午前中開園 2（公立 1、私立 1）

※ 自由登園：一般に園が休園とした場合において、保護者の状況等により、一人で家にいることができない園児の登園を認めること

(4) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の子どもを対象としており、感染症の予防に留意した上で、原則として開所し、開所に当たって市町村教育委員会と連携するよう要請（2月28日）。

- ・児童の密集性を回避するため、学校の教室や図書館、体育館、校庭等の積極的な活用や、児童同士の座席間を離すことによる距離の確保、こまめな換気など、衛生管理上の具体的な留意事項を示し、適切な対応を要請（3月3日）。

放課後児童クラブの実施状況（市町村数）

- ・午前中から開所：53
 - ・午後から開所：6（午前中は小学校での受入れあり）
 - ・クラブ未設置：1（東峰村／小学校での受入れあり）
- ※学校施設（校庭、体育館、教室、図書館等）の活用：41

- ・引き続き、感染の予防に留意した上で開所し、学校施設が利用可能な場合は市町村教育委員会との連携を積極的に図るよう要請（3月26日）。

④ 新 東京2020オリンピック競技大会の延期に伴う対応

- オリンピック聖火リレー（5/12～13） 延期
- パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル（8/13～16） 延期

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

○特別労働相談窓口の開設（2月28日）【労働政策課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等の労働に関する特別相談窓口を県内4地域の労働者支援事務所内に開設

相談状況：168件（休暇、休業に関する相談が約7割）※3月26日現在

（参考）

福岡労働局の特別相談窓口

相談状況：2,622件（雇用調整助成金に係る相談が6割強）※3月13日現在

○学校等の臨時休業に対する支援（2月28日）【障がい福祉課】

- ・障がいのある幼児児童生徒が利用する放課後等デイサービスについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を依頼
- ・上記に要する経費については、令和元年度第3次2月補正予算で措置済み

○人権への配慮（3月3日）【調整課】

- ・新型コロナウイルス感染症に関して人権への配慮を呼びかけるとともに、人権相談窓口について県ホームページで周知

○生活福祉資金の特例貸付の開始（3月23日）【保護・援護課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯に対し、「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付を開始
- 貸付決定：66件 ※3月24日現在

新 ○障がい者就労支援事業所等におけるテレワーク導入経費に対する助成（3月25日受付開始）【障がい福祉課】

- ・令和元年度第3次2月補正予算を活用し、就労支援事業所等を利用する障がい者の在宅就労を推進するため、テレワークのシステム導入経費等の助成を開始

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 廃棄物の処理について

- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、感染性廃棄物を適正に処理するよう通知文を発出（1月29日）
- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、安全かつ安定的に廃棄物を適正に処理するよう通知文を発出（2月3日）
- ・ 上記について、再度通知文を発出し周知徹底（3月5日）するとともに、通知文、マニュアル等を県ホームページにおいて情報提供（3月6日）

※ 現時点（3月25日現在）で、市町村、関係団体等から問い合わせはない。

2 公共工事の一時中止等について

- ・ 県発注の公共工事（自然歩道における標識等の再整備工事等）について、受注者が行う新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を支援するため、県発注の既契約の工事又は業務について、受注者に一時中止の意向を確認。
受注者から工事又は業務の一時中止の申し出がある場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長。

※ 現時点（3月25日現在）で、申し出はっていない。

3 未利用食品の取扱いについて

- ・ 農林水産省が、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休業によって発生する未利用食品について、食品関連事業者からの情報を集約し、フードバンクに対し発信する取組みを開始（3月4日）。

これを受け、県内市町村に対して、こうした未利用食品の有効利用についての取り組みを促進するよう通知文を発出するとともに、一般社団法人福岡県フードバンク協議会に協力を依頼（3月9日）。

※ 同協議会には、食品製造業等から食品提供の申し出が増えており、提供を受けた食品を、協議会会員である4フードバンク団体に振り分けている。

NPO法人バンク北九州ライフアゲイン NPO法人フードバンク福岡
ふくおか筑紫フードバンク フードバンク久留米

令和2年3月27日
商 工 部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1. 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口【中小企業振興課、新事業支援課】

- 設置期間：1月30日（木）から当面の間
- 設置場所：本庁（中小企業振興課、新事業支援課）
 - 中小企業振興事務所（県内4カ所）
 - （公財）福岡県中小企業振興センター、福岡アジアビジネスセンター
- 開設時間：平日9時から17時まで
 - ※ 3月14日（土）から、中小企業振興課において土日・祝日も電話相談に対応（9時から17時まで）
- 相談件数：2,469件（3月26日現在）

2. 中小企業者の資金繰り支援への配慮要請等【中小企業振興課】

- 金融機関や信用保証協会等に対し、中小企業者からの融資相談への迅速かつ適切な対応や、相談体制の充実等、中小企業への資金繰り支援への配慮を要請する県商工部長名の文書を発出（1月30日付）。
- 県制度融資の取扱金融機関に対し、「緊急経済対策資金」等による弾力的かつ迅速な融資や、返済条件緩和への柔軟な対応を要請する知事名の文書を発出（3月2日付）。
- 信用保証協会に対し、保証審査の迅速かつ柔軟な対応を要請する知事名の文書を発出（3月16日付）。
- 取扱金融機関及び信用保証協会に対し、年度末の金融繁忙期に向けて審査手続きのより一層の迅速化を要請する知事名の文書を発出（3月23日付）。
- 県が商店街などの組合に対し直接貸し付けている高度化資金について、返済条件の緩和に関する債務者からの相談にきめ細かく対応。

3. 中小企業者への資金繰り支援【中小企業振興課】

- セーフティネット保証5号の指定業種（152業種）の事業者に、県制度融資「緊急経済対策資金」の活用を促すとともに、3月6日（金）に宿泊業や飲食業など40業種、3月13日（金）に乳製品製造業や理容・美容業など316業種を新たに追加し、支援を拡充（計508業種）。

- 3月2日(月)、国からセーフティネット保証4号の地域指定を受け、業種に
関わらず売上減少について市町村の認定を受けた事業者に対し、保証料負担を
ゼロとする県独自の支援措置を実施し、資金繰り支援を強化。
- 3月13日(金)、国において全国・全業種を対象に、セーフティネット保証
とは別枠で100%保証を受けられる「危機関連保証」が発動されたことに伴
い、県でも同日から「危機関連保証」の対象となる事業者に対し、保証料負担
をゼロとする県独自の支援措置を適用し、資金繰り支援を強化。
- 県制度融資「緊急経済対策資金」実績（3月25日現在）
＜保証申込＞ 件数：796件、金額：19,611百万円
＜保証承諾＞ 件数：433件、金額：10,067百万円

新 4. フリーランスへの資金繰り支援策等の周知【中小企業振興課】

県の経営相談窓口や資金繰り支援策について、県のホームページや商工会議所・
商工会等の関係団体を通じ、中小企業・小規模事業者への周知を図ってきたところ
であるが、フリーランス等に対し周知の徹底を図るため、下記の対応を実施(予定)。

- フリーランス協会の福岡事務局(県内会員約330人)を通じた周知(3月
24日周知依頼)。
- 県の広報媒体(ツイッター・LINE※1、新聞広告※2、ラジオ※3)を活
用した周知。※1：3月17日掲載 ※2：3月26日掲載 ※3：3月30日放送予定
- 県との包括連携協定に基づき、県内のローソンにチラシを配架(4月1日予
定)。

令和2年3月27日
農林水産部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○相談対応

- ・3月11日、県内21カ所の出先機関に窓口を設置
各農林事務所（6）、各普及指導センター（10）、
農林試資源活用研究センター（1）、水産海洋技術センター（4）
 - ・相談件数は248件（3月23日現在）で、その内容は運転資金の借入や国の支援制度に関するもの
- ※このほか、現場での巡回指導等において、農林漁業者約2,000経営体にセーフティネット資金などの支援策を周知

○関連情報の周知

- ・3月16日、農林水産省が示した事業者ガイドライン*を市町村・JA等へ周知
- ※「食品を介した感染の事例はないこと」、「感染者が発生した施設においても、適切な対応を行えば操業停止や食品破棄などの対応は不要」など、発生時の対応や業務継続等に関する指針

○需要喚起

- ・花きの販促用ポスターを作成し、小売店などに配布（3月13日）
- ・県職員への花きの購入斡旋（3月13日）

○農業大学校

- ・入学式（4月9日）は規模を縮小して開催（入学生とその保護者のみ）
- ・授業は通常どおり実施（4月7日より）

片乳塗の在庫
過剰生産 市場に追加販売
119-121294-6
3000 2000
月25~

令和2年3月27日
県土整備部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○公共工事の一時中止等

- ・県土整備部発注工事又は業務（調査・測量・設計）において、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期延長の意向を確認。
- ・受注者から工事又は業務の一時中止等の申し出がある場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を行う。

※当初（3月15日までの中止等） 業務26件で申し出あり 1600件中

※期間延長（3月19日までの中止等） 上記26件のうち 2件で申し出あり

※今後、受注者から延長の希望があれば、受注者の事情を個別に確認した上で対応予定。

○道路占用許可及び河川法許可手続きの弾力的運用

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、道路占用者から許可期間等の延長申請があった場合には必要な範囲内で許可するとともに、当該手続きの電話による連絡を認めるなど簡素化を行う。
- ・河川法23条他の手続きについて、FAXやメールによる申請書の提出を認める等弾力的な運用を行う。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○県発注工事等の一時中止措置等（3月2日）【建築都市総務課】

- ・県発注工事等の受注者から、当該工事等の一時中止や工期の延長の申出があった場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を実施
- ※現時点（3月24日現在）で、要請はなし。

○県営公園における花見時期の宴会自粛要請（3月12日）【公園街路課】

- ・飲食を伴う花見の自粛を呼びかける看板等の設置

※現時点（3月24日現在）で、宴会等はほとんど実施されていない。

○新 県営住宅における家賃の減免及び徴収猶予等の実施（3月26日）【県営住宅課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方に対し、家賃の減免や徴収猶予の負担軽減措置を実施
- ・業績不振により解雇等をされたため、現に居住している住居からの退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供を実施

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 感染防止のための学校の臨時休業について

(1) 臨時休業実施状況

ア 県立学校

- ・臨時休業開始日 3月2日(月)：119校(100.0%)

イ 市町村立学校

- ・臨時休業開始日 3月2日(月)～9日(月)：1,089校(100.0%)

(2) 子どもの居場所の確保について

ア 県立特別支援学校

- ・放課後等ディサービスの活用を図りつつ学校での受入れを実施：12校

イ 小学校

- ・学校での受入れを実施：44市町村

※放課後児童クラブは59市町村で開所

平成30年3月までの

2 春休みにおける県立学校の対応について

文部科学省から、春季休業期間中に入ても当面の間、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症対策を遺漏なく行うようとの事務連絡を受け、3月31日まで臨時休業中と同様の対応を継続。

※特別支援学校幼児児童生徒の学校受入れは3月19日まで

3 令和2年度における県立学校の教育活動の再開について

別紙のとおり

4 その他

○県ホームページ上に教育委員会の専用ポータルページを開設

令和2年度における県立学校の教育活動の再開について

本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、引き続き十分な警戒を行いつつ、国のガイドラインに基づき感染症対策に万全を期した上で、4月1日以降、全ての県立学校で教育活動を順次再開する。

<学校での教育活動再開にあたって特に留意する事項>

- 集団感染のリスクを高める3つの条件※が同時に重なることを徹底的に回避すること。
特に、授業や補習の実施にあたっては、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対策を講じること。
- 入学式は、極力参加人数を減らし、短時間で実施すること。
- 宿泊を伴う校外での学校行事（修学旅行や集団体験活動等）は、当面延期すること。
- 部活動は、活動前後の健康観察を十分に行い、実施内容や方法を工夫の上実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、入学料の納入が困難な方に対しては、猶予すること。
- 医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒に対しては、特に体調管理に万全の対策を講じるとともに、主治医や学校医に相談の上、登校の判断を行うこと。
- 特別支援学校の通学バスを運行している会社に対し、運転手や添乗員の健康管理徹底について要請すること。

今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、関係部局間で十分協議を行う。

※3つの条件 ①換気の悪い密閉空間 ②多くの人が密集 ③近距離での会話や発声

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日元文科初第1780号文部科学事務次官通知）から抜粋

令和2年3月24日

I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日）においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみていても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきた地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願ひいたします。

1. 保健管理等に関するここと

（1）感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

正しい手の洗い方

手洗いの
前に
・爪は短く切っておきましょう。
・時計や指輪は外しておきましょう

①

②

③

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。

手の甲をのばすようにこります。

指先・爪の間を念入りにこります。

④

⑤

⑥

指の間を洗います。

親指と手のひらをねじり洗いします。

手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを専用する
(口・鼻を覆う)
ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ 1杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06% の希釈液）。

3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解¹によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

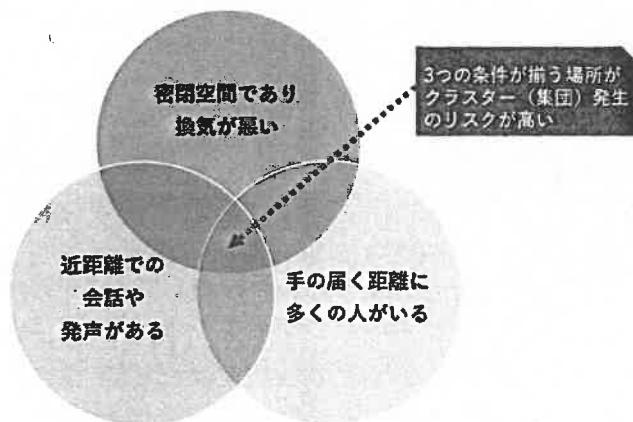
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という3つの条件が重なった場である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言²では、この「『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声ができるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」とあるとされている。



¹ 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

² 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク*を装着するなどするよう指導すること。

*なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いについては、「(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等^注（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の、「問 19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上の留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経てることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※) 「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域>

(注: 下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア: 中国, 韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ: シェンゲン協定加盟国(アイスランド, イタリア, エストニア, オーストリア, オランダ, ギリシャ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, ハンガリー, フィンランド, フランス, ベルギー, ポーランド, ポルトガル, マルタ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ルクセンブルク), アイルランド, アンドラ, 英国, キプロス, クロアチア, サンマリノ, パチカン, ブルガリア, モナコ, ルーマニアの全域

中東: イランの全域

アフリカ: エジプトの全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

(注: 下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省, 浙江省

<韓国>大邱広域市, 慶尚北道(清道郡, 慶山市, 安東市, 永川市, 漆谷郡, 義城郡, 星州郡, 軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州, コム州, テヘラン州, アルボルズ州, イスファハン州, ガズヴィーン州, ゴレスタン州, セムナーン州, マーザンダラン州, マルキヤズィ州, ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州, エミリア=ロマーニャ州, ピエモンテ州, マルケ州, ロンバルディア州, ヴァッレ・ダオスタ州, トレンティーノ=アルト・アディジェ州, フリウリ=ヴェネツィア・ジュリア州, リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州, バーゼル=シュタット準州

<スペイン>ナバラ州, バスク州, マドリード州, ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

(5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

III. 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

2. 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。とりわけ、今春進学する児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただきたいこと。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条、

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条等），その際，児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに，各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど，教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。（また，週休日である土曜日に授業を行う場合には，教職員の勤務日及び勤務時間について，各地方公共団体の条例等に則り，適切に振り替えを行うことが必要となること。）

- 30 文科初第 1797 号平成 31 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）³の趣旨・内容についても，引き続き踏まえること。
なお，文部科学省から各教科書発行者に対して，各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じができるよう，各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているので，必要に応じて参照いただきたいこと。

（3）各教科等の指導における感染症対策等に関するこ

各教科等の指導においても，本ガイドライン 1. (1) に示す感染症対策を講じるとともに，それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては，指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関するこ

入学式及び始業式の実施に際しては，3 月 9 日の専門家会議で示されている 3 つの条件が重なることのないよう，感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても，その実施に際し，上記 3 つの条件が重なることのないよう，地域の感染状況等も踏まえ，それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり，延期したりする等の対応を行うこと。

特に，修学旅行については，その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき，当面の措置として取り止める場合においても，中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお，海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は，諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況，日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況，海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ，外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに，十分に御

³ https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm

検討をいただくようお願いしたいこと。

4. 部活動に関するここと

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せることではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合せ、自宅で休養するよう指導すること。

5. 学校給食に関するここと

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。

6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関するここと

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得されることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得されること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのつとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行うこと。

なお、教職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

7. 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

8. その他

(1) 公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、公立高等学校及び特別支援学校等において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

(2) 私立学校における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、都道府県私立学校主管部課においては、各私立学校において学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたいこと。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれること。

(3) 就学援助等に関すること

入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮すること。

- ・家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を

行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

- ・なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

(4) 高校生等への修学支援に関するこ

入学や新学期開始に際し、以下の点に配慮留意すること。

- ・高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の中途において家計急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。
- ・奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。
- ・更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であるとの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり、感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？